

# ツイッターのシステム上生じる トリミングによる氏名表示権の侵害を認めた事例

——リツイート事件最高裁判決——

最高裁判所 令和2年7月21日第三小法廷判決  
平成30年(受)第1412号 発信者情報開示請求事件

杉 浦 健 二\*

**抄 録** 本判決は、著作権者に無断で投稿された画像ツイートをリツイートした場合において、リツイート者による氏名表示権の侵害を認め、リツイート者の発信者情報（電子メールアドレス）の開示請求を認容した事案である。本判決は同一性保持権については判断していないものの、同一性保持権の侵害を認めた原審の判断が確定したことから、今後、ユーザー投稿型コンテンツを取り扱うサービス事業者においては、氏名表示権及び同一性保持権に関する配慮が不可避となるものと考えられる。本判決の射程を検討するために、本判決の事案とは異なる複数の事例を設定し、それぞれどのような帰結となるかの検討を試みたうえで、サービス事業者において、今後、サービス利用規約や画像表示の仕様についてどのような見直しが必要となるかについても言及する。

## 目 次

- はじめに
- 事案の概要
  - 原審が確定した事実関係の概要
  - 第1審の判断
  - 原審の判断
  - 本判決
- 本判決の概観
  - 所 感
  - インラインリンクとツイッターの仕組み
  - リンク設定と著作権侵害
  - 同一性保持権侵害について
- 本判決及び原判決を前提とした事例の検討
  - 画像の著作者自身が投稿した画像ツイートをリツイートした場合
  - 画像の著作者の許諾を得ずに投稿した画像ツイートをリツイートした場合
  - 各事例の帰結に関する考察
- 本判決を受けて、サービス事業者が取り得る対策

- サービス利用規約の整備
- 画像表示の仕様変更
- おわりに

## 1. はじめに

本件は、職業写真家であるXが、ツイッター上の投稿（リツイート等）によって、Xの著作物であるスズランの写真（以下「本件写真」という）の氏名表示権等を侵害されたとして、Y（ツイッターを運営する米国法人）に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という）4条1項に基づき、上記投稿に係る発信者情報の開示を求めた事案

\* 弁護士 Kenji SUGIURA

である。

本判決では、著作権法19条1項及び2項、プロバイダ責任制限法4条に関する判断が示された。なお戸倉三郎裁判官による補足意見と、林景一裁判官による反対意見が付されている。

## 2. 事案の概要

### 2.1 原審が確定した事実関係の概要

#### (1) 当事者

Xは、職業写真家である。本件写真は写真の著作物（著作権法10条1項8号）であり、Xはその著作権者である。

Yは、SNS「ツイッター」を運営する米国人である。

#### (2) 本件写真画像の掲載

平成21年、Xは、本件写真の隅に「©」マーク及び自己の氏名をアルファベット表記した文字等（以下「本件氏名表示部分」という）を付加した画像（以下「本件写真画像」という）を、自己のウェブサイトに掲載した（図1）。

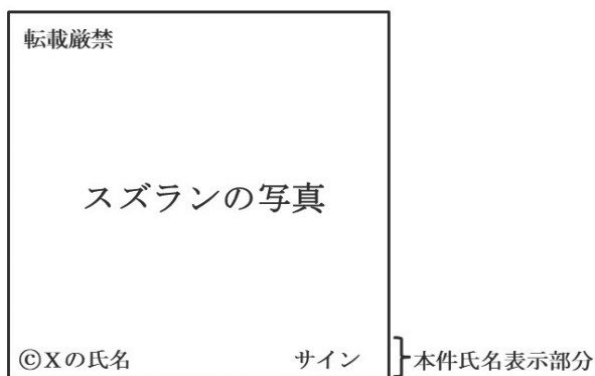


図1 本件写真画像<sup>1)</sup>

#### (3) 本件ツイート

平成26年12月、ツイッター上の特定のアカウント（原判決における別紙アカウント目録記載「アカウント2」）において、Xに無断で、本件

写真画像を複製した画像の掲載を含むツイートが投稿された（以下「本件ツイート」といい、本件ツイートをした者を「本件ツイート者」という）。

これにより、本件写真画像を複製した第1審判決別紙流通情報目録記載2(2)の画像（以下「本件元画像」という）が、同目録記載2(2)のURL（以下「本件画像ファイル保存用URL」という）の画像ファイルとしてサーバーに保存された。

#### (4) 本件各リツイート

その後、原判決別紙アカウント目録記載「アカウント3～5」のツイッター上の各アカウント（以下「本件各アカウント」という）において、それぞれ、本件ツイートのリツイート（第三者のツイートを紹介ないし引用する、ツイッター上の再投稿）がなされた（それぞれのリツイートを「本件各リツイート」といい、これにより投稿されたメッセージ等を「本件各リツイート記事」という。また、本件各リツイートをした者を「本件各リツイート者」という）。

これにより、不特定の者が閲覧できる本件各アカウントの各タイムライン（個々のツイートが時系列順に表示されるページ）に、それぞれ第1審判決別紙流通情報目録記載3～5の各画像（以下「本件各表示画像」という）が本件各リツイート記事の一部として表示されるようになった。

本件各表示画像は、本件元画像の上部及び下部がトリミング（一部切除）された形となっており、そのため、本件氏名表示部分が表示されなくなっている（図2）。

#### (5) インラインリンクとツイッターのシステム

本件各アカウントの各タイムラインに本件各表示画像が表示されるのは、本件各リツイートにより同各タイムラインのウェブページ（第1

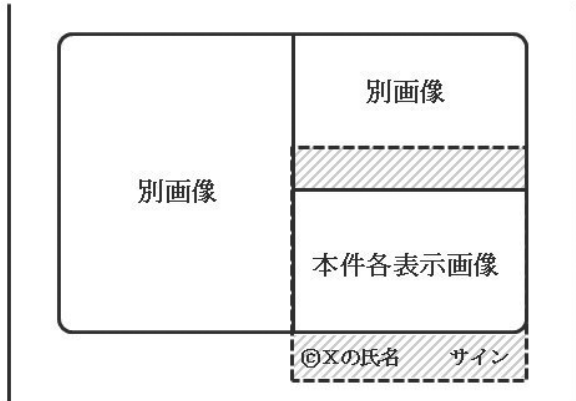


図2 本件各リツイート記事における本件各表示画像<sup>2)</sup>

審判決別紙流通情報目録記載3～5の各URLのウェブページ。以下「本件各ウェブページ」という)に、本件画像ファイル保存用URLの本件元画像ファイルへのインラインリンクが自動的に設定されるためである。

すなわち、本件各リツイートがされることによって、自動的に、上記リンクを指示する情報及びリンク先の画像の表示の仕方(大きさ、配置等)を指定する情報を記述したHTML(ウェブページの構造等を記述する言語)等のデータ(以下「本件リンク画像表示データ」という)が、本件各ウェブページ(リンク元のウェブページ)に係るサーバーの記録媒体に記録される。インターネットを利用してウェブサイトを閲覧する者(以下「ユーザー」という)が本件各ウェブページにアクセスすると、自動的に、①本件リンク画像表示データが、本件各ウェブページに係るサーバーから同ユーザーの端末に送信され、②これにより、同ユーザーの操作を介することなく、本件元画像のデータ(リンク先のファイルのデータ)が、本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから上記端末に送信され、③上記端末の画面上に当該画像が上記指定に従って表示される。

ツイッターのシステムにおいては、リンク先の画像の表示の仕方に関するHTML等の指定

により、リンク先の元の画像とは縦横の大きさが異なる画像やトリミングされた画像が表示されることがあるところ、本件においても、これにより、本件各表示画像は、上記(4)のとおりトリミングされた形で上記端末の画面上に表示され、本件氏名表示部分が表示されなくなったものである。

## 2.2 第1審の判断

第1審(東京地判平成28年9月15日・判時2382号41頁)は、本件ツイート者については著作権侵害(公衆送信権侵害)を理由に電子メールアドレスの開示請求を認容したが、本件各リツイート者については著作権侵害及び著作者人格権侵害のいずれも明らかであるとはいえないとしてXの請求を棄却した。

## 2.3 原審の判断

### (1) 著作権侵害について

原審(知財高判平成30年4月25日・判時2382号24頁)は「自動公衆送信の主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ、情報を自動的に送信できる状態を作り出す行為を行う者と解されること(最高裁平成23年1月18日判決・民集65巻1号121頁参照)、本件写真のデータは、流通情報2(2)のデータのみが送信されていることからすると、その自動公衆送信の主体は、流通情報2(2)のURL(筆者注・本件画像ファイル保存用URL)の開設者であって、本件リツイート者らではないというべきである。」「本件リツイート行為によって、本件写真の画像が、より広い範囲にユーザーのパソコン等の端末に表示されることとなるが、我が国の著作権法の解釈として、このような受け手の範囲が拡大することをもって、自動公衆送信の主体は、本件リツイート者らであるということとはできない。さらに、本件リツイート行為が上記の自動公衆送信行為自体を容易にしたとはいえないから、

本件リツイート者らを幫助者と認めることはできず、その他、本件リツイート者らを幫助者というべき事情は認められない。」等として、本件各リツイート者による著作権侵害及びその幫助を否定した。

### (2) 同一性保持権（著作権法20条1項）侵害について

「しかし、表示される画像は、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとして、著作権法2条1項1号にいう著作物ということができるところ、上記のとおり、表示するに際して、HTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどを指定されたために、本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像は流通目録3～5のような画像となったものと認められるから、本件リツイート者らによって改変されたもので、同一性保持権が侵害されているといえることができる。」と、改変の主体は本件各リツイート者であるとして、本件各リツイート者による同一性保持権侵害を認めたと。例えば、「本件リツイート行為は、本件アカウント2において控訴人に無断で本件写真の画像ファイルを含むツイートが行われたもののリツイート行為であるから、そのような行為に伴う改変が「やむを得ない」改変に当たると認めることはできない。」として、著作権法20条2項4号の「やむを得ない」改変にもあたらないと判断した。

### (3) 氏名表示権（著作権法19条1項）侵害について

「本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像には、控訴人の氏名は表示されていない。そして、前記…のとおり、表示するに際してHTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどが指定され

たために、本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像は流通目録3～5のような画像となり、控訴人の氏名が表示されなくなったものと認められるから、控訴人は、本件リツイート者らによって、本件リツイート行為により、著作物の公衆への提供又は提示に際し、著作物名を表示する権利を侵害されたといえることができる。」として、本件各リツイート者による氏名表示権の侵害も認めた。

### (4) 「侵害情報の流通によって」（プロバイダ責任制限法4条1項1号）及び「発信者」（同法2条4号）について

「本件リツイート行為は、控訴人の著作者人格権を侵害する行為であるところ、前記…認定の侵害態様に照らすと、この場合には、本件写真の画像データのみならず、HTMLプログラムやCSSプログラム等のデータを含めて、プロバイダ責任制限法上の「侵害情報」といえることができ、本件リツイート行為は、その侵害情報の流通によって控訴人の権利を侵害したことが明らかである。そして、この場合の「発信者」は、本件リツイート者らであるといえることができる。」として、本件ツイート者のみならず本件各リツイート者の電子メールアドレスの開示請求を認容した。

原判決に対し、Yが上告受理申立てをし、Xが附帯上告申立てをしたところ、最高裁第三小法廷は、前者について受理したうえで、以下のとおり判示して上告を棄却した。

## 2. 4 本判決

### (1) 著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」について

「著作権法19条1項は、文言上その適用を、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法19

条1項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法19条1項の「著作物の公衆への…提示」に当たるといえることができる。」

**(2) 本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができる場合、本件各リツイート者は「すでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示」(著作権法19条2項)したことになるかについて**

「前記事実関係等によれば、被上告人は、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである(なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。)。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにお

いて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。」「そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはしない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。」

**(3) 本件各リツイート者はプロバイダ責任制限法4条1項の「侵害情報の発信者」に該当し、同項1号の「侵害情報の流通によって」Xの権利を侵害したものと認めるかについて**

「前記事実関係等によれば、本件各リツイート者は、その主観的な認識いかんにかかわらず、本件各リツイートを行うことによって、前記…のような本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先である本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらし、本件氏名表示権を侵害したものである。そうすると、上記のように行われた本

件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものというべきであって、本件においては、本件リンク画像表示データの流通によって被上告人の権利が侵害されたものということができ、本件各リツイート者は、「侵害情報」である本件リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者ということができる。」「以上によれば、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、本件各リツイート者は、プロバイダ責任制限法4条1項の「侵害情報の発信者」に該当し、かつ、同項1号の「侵害情報の流通によって」被上告人の権利を侵害したものである。」

### 3. 本判決の概観

#### 3. 1 所感

本判決は、上記のとおり判示して、本件各リツイート者による氏名表示権の侵害を認め、Xによる本件各リツイート者の電子メールアドレスの開示請求を認容した。

一方で、同一性保持権侵害についての上告は受理されず、本判決において判断はなされていないため、同一性保持権については原審の判断が確定したことになる。実務上は氏名表示権よりもむしろ同一性保持権の方が問題になるケースが多いものと考えられ、コンテンツプロバイダ、ユーザー双方とも、氏名表示権のみならず同一性保持権に関する配慮が不可避となるものと思われる。

著作権法19条3項（著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。）の適用が問題となり得る事案であったといえるが、本事例においては当事者から同条項に関する事実主張

も法的主張も原審までになされておらず、そのため本判決では同条項の適否について判断されていない<sup>3)</sup>。このような主張が当事者からなされなかったのは、発信者情報開示請求においては、原告から権利侵害を行ったと主張される発信者（本事例における本件各リツイート者）自身は訴訟当事者とはならず、プロバイダ責任制限法4条1項の「開示関係役務提供者」として被告となるプロバイダ（本事例におけるツイッター社）としては、プロバイダ自身が責任主体（本判決における氏名表示権の侵害主体）となることにつながるような主張をすることは期待しがたく、真に利害関係を有する発信者自身による攻撃防御がなされることなく判決に至るといふ、発信者情報開示請求の構造上の問題が影響した可能性も否定できないところである<sup>4)</sup>。

なお総務省は、令和2年12月、「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」を公表している<sup>5)</sup>。同最終とりまとめでは、現行法上の開示請求権を存置したうえで、新たに非訟手続を設ける方針とされているところ、非訟手続の具体的設計においては、発信者の権利利益の保護に関して最大限配慮を行うことが必要であるとの指摘がなされている<sup>6)</sup>。

加えて同最終とりまとめは、発信者の直接的な手続保障の必要性について、まずはプロバイダによる発信者への意見照会が適切に行われるべきとしたうえで、「開示手続の途中で発信者から追加的に意見を述べたい旨の意向が示された場合や、発信者自らが匿名化の責任を負った上で裁判所に書面により意見を提出したいという意向が示された場合には、プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重した上で、個別の事案に応じて適切な対応を図ることが望ましいと考えられる。」としている<sup>7)</sup>。

#### 3. 2 インラインリンクとツイッターの仕組み

本判決を理解する前提として、リンクとツ

ツイッターの仕組みについて簡潔に触れておく。

他のウェブページにリンクを設定する場合、リンク先のウェブページの所在を示すURLを、リンク元のウェブページを構成するHTMLファイルに書き込むだけであり、リンク先のウェブページや画像等のコンテンツを、リンク元のサーバーに複製して自ら送信しているわけではない<sup>8)</sup>。

リンクには、リンク先のコンテンツを表示するために、ユーザー（リンク元のウェブページの閲覧者）においてクリックする等の操作が必要となる場合と、ユーザーの操作を介することなく、自動的にリンク先のコンテンツが表示される場合がある。後者のリンクはインラインリンクと呼ばれ、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブページがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたものであり、ツイッターにおいてもこのインラインリンクが用いられている。

ツイッターにおけるリツイートとは、元ツイートのコンテンツに対してインラインリンクを設定する行為であるところ、ユーザーがリツイート者のタイムラインが表示されたウェブページにアクセスすると、リツイート者のタイムラインに対応するウェブページからユーザーの端末に対してHTMLやCSSデータが送信され、リンク元のデータ（リツイート者のタイムライン）に加えて、自動的にリンク先のデータ（元ツイートのコンテンツ）がユーザーの端末に表示されることになる<sup>9)</sup>。この際、HTMLやCSSデータによってインラインリンク先のデータ（元ツイートのコンテンツ）の表示の仕方（大きさや配置等）が指定される結果、リンク先である画像データがトリミングされて表示されることがある。

このように、リツイート者のタイムラインを

閲覧しているユーザーは、あくまで元ツイートの画像が保存されたサーバーの画像を閲覧しているものであり、リツイートによって、当該画像がリツイート者のタイムラインに対応するウェブページのサーバーに保存（複製）されたり、同サーバーから当該画像が公衆送信されているわけではない点に留意する必要がある。

### 3. 3 リンク設定と著作権侵害

原審は、ロクラクⅡ事件判決（最高裁平成23年1月18日判決・民集65巻1号121頁）を引用し、自動公衆送信の主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ、情報を自動的に送信できる状態を作り出す行為を行う者と解されるとしたうえで、本件における自動公衆送信の主体は、本件写真画像を複製した本件元画像が画像ファイルとしてサーバーに保存されたURL（本件画像ファイル保存用URL）の開設者たる本件ツイート者であり、本件リツイート者らではないとし、また本件リツイート者による公衆送信権の幫助も否定した。

本判決も、リンク設定行為（リツイート）が自動公衆送信とならないとの原審の判断を前提として、氏名表示権侵害の成否を検討していると考えられる<sup>10)</sup>。

### 3. 4 同一性保持権侵害について

本判決は同一性保持権については何ら判断していない。氏名表示権侵害の主張と同一性保持権侵害の主張は選択的な関係に立ち、いずれか一方を認める場合は他方について必ずしも判断する必要がない点にも考慮して、同一性保持権侵害については受理しなかったものと捉えられる<sup>11)</sup>。

氏名表示部分が含まれる画像について著作者に無断で投稿したツイートをリツイートしたという限定的なケースに関する事例判断に過ぎないとの評価も可能といえる本判決に対して、氏

名表示部分の有無を問わず、画像ツイートのリツイート一般にもその射程が及びうる原審の同一性保持権に関する判断は、実務に与える影響がより大きいものと思われる<sup>12)</sup>。

#### 4. 本判決及び原判決を前提とした事例の検討

以下、画像ツイートをリツイートした複数の事例を設定し、本判決及び原判決を前提とした帰結についての整理を試みる。

なお本判決は同一性保持権については判断していないため、同一性保持権に関する部分は原審の判断を前提とした検討である点にご留意頂きたい。

##### 4. 1 画像の著作者自身が投稿した画像ツイートをリツイートした場合

画像の著作者が、自身が著作権を有する画像を投稿したツイートは、当然ながら著作権法上適法なツイートとなる。

この場合、画像の著作者であるツイート者は、Twitterサービス利用規約<sup>13)</sup>において、投稿コンテンツに関する改変等をツイッター社に対して許諾するとともに、ツイッター社が他のユーザーに対する再許諾（サブライセンス）を与えることにあらかじめ同意したうえで投稿しているものと読み取れる。そのため、投稿した画像がツイッターの仕様上トリミングされて表示されること、トリミングの結果、画像に含まれる氏名表示部分がカットされて表示されうること、および当該投稿画像を他のツイッターユーザーがリツイートすることによってトリミングされた画像が表示されうることについて、それぞれ当該利用規約の内容を承諾したうえで投稿しているものと整理できる。したがって、著作者自身によって投稿された画像ツイートをリツイートすることは、リツイートの結果、氏名表示部分がトリミングされたり、画像の大きさ等

が改変されたとしても、著作者はリツイート者に対して、氏名表示権侵害及び同一性保持権侵害を主張できないものと考えられる。

##### 4. 2 画像の著作者の許諾を得ずに投稿した画像ツイートをリツイートした場合

###### (1) 画像の一部に著作者名が表示されていた場合（本判決の事例）

画像の著作者（著作権を第三者に譲渡等しておらず著作権を有する著作者）に無断で当該画像を含むツイートをした場合、当該画像ツイートは著作権（公衆送信権）を侵害するツイートとなる（引用その他の権利制限規定の適用はないものとする）。

当該画像ツイートをリツイートしたとしても、リツイート者は著作権（公衆送信権）を侵害したことになる。しかし、本判決によれば、ツイッターの仕様により、リツイートによって画像の一部がトリミングされて表示された結果、当該画像に含まれる著作者名表示部分が閲覧者の端末において表示されなかった場合、リツイート者は著作者の氏名表示権を侵害したものと評価される。

また原審の判断によれば、リツイートによって元画像がトリミングされて表示される結果、トリミングの態様によっては、リツイート者は元画像の同一性保持権を侵害したものと評価される可能性がある。

###### (2) 画像の一部に著作者名が表示されていない画像の場合

4. 2 (1) と同様に、リツイートによって元画像がトリミングされて表示された場合、トリミングの態様によっては、リツイート者は元画像の同一性保持権を侵害したものと評価される可能性がある。



**(3) 画像の一部に著作者名は表示されていないが、ウェブページ上で画像の周辺に著作者名が記載されていた場合**

画像自体ではなく、ウェブページ上に掲載された画像の周辺に著作者名が記載されていた場合であっても、「著作者名として表示」(著作権法19条1項)したものとして同条項にて保護されると考えられる。よって、当該画像のみを著作者に無断でツイートした場合、当該ツイートは、著作権(公衆送信権)侵害のみならず、氏名表示権侵害となるものと考えられる<sup>14)</sup>。

次に当該ツイートのリツイートが氏名表示権侵害となるかであるが、本判決は、画像の一部に著作者名が表示されていた事例について判断したものであり、本判決の射程は本事例について直接及ぶものではない。

この点、本判決は「前記事実関係等によれば、被上告人は、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである」としているところ、本件リンク画像表示データとは、①リンク先の元画像へのインラインリンクを指示する情報及び②リンク先の元画像の表示の仕方(大きさ、配置等)を指定する情報をそれぞれ記述したHTML(ウェブページの構造等を記述する言語)等のデータを指す(本稿2.1(5)参照)。

本事例は、元画像に著作者名が表示されているわけではない点で、本判決の事案とは異なる。しかし、元画像に著作者名が表示されていない画像をリツイートした場合、②リンク先の元画像の表示の仕方を指定する情報を送信した結果として、トリミングが生じ、著作者名が表示されなくなったわけではないが、①元画像へのインラインリンクを指示する情報を送信した結果

として、リツイート者は氏名表示を欠く当該元画像を「公衆への提供若しくは提示」(19条1項)するに至ったものである以上、リツイート者はなお氏名表示権の侵害主体にあたりと評価される可能性は否定できない<sup>15)</sup>。

一方で、本件リンク画像表示データの送信によってトリミングが生じたことを原因として著作者名が表示されなくなったわけではなく、氏名表示権侵害がなされた決定的要因はあくまで元画像自体が著作者名を含んでいなかった点にあることを重視すれば、本件リンク画像表示データの送信、すなわちリツイート行為自体は権利侵害の惹起に重要な意味を持つわけではないとして、リツイート者の氏名表示権侵害主体性を否定する立論も可能であると思われる<sup>16)</sup>。

**(4) 画像自体をトリミングして投稿されたツイートをリツイートした場合**

著作権者に無断で画像自体をトリミングして投稿した画像ツイートを、著作権(公衆送信権)侵害のみならず、トリミングの態様次第では同一性保持権侵害となることに争いはないものと思われる。

本事例は、元画像がツイート前の段階でトリミングされている点で、本判決の事案とは異なるため、本判決及び原審の判断の射程が直接及ぶものではない。

ここでも、4.2(3)と同様に、当該元画像を含むツイートをリツイートした(当該元画像へのインラインリンクを指示する情報を送信した)結果として、改変された当該元画像をユーザーに向けて表示するに至っていることを重視すれば、当該リツイート者を同一性保持権の侵害主体とみる余地は生じるものと考えられる。しかし、原審が「本件リツイート行為の結果として送信されたHTMLプログラムやCSSプログラム等により位置や大きさなどが指定されたために、改変されたということが出来るから、改

変の主体は本件リツイート者らであると評価することができるのであって…」と示しているように、リツイート行為それ自体の結果として改変されたわけではなく、もともと改変されていた元画像をリツイートしたに過ぎない点を捉えれば、リツイートによってトリミングが生じたのでない限り、リツイート者は同一性保持権の侵害主体ではないとみる余地が残るように思われる。

#### (5) 著作者から著作権の譲渡を受けた者が投稿した画像ツイートをリツイートした場合

著作者が第三者に著作権を譲渡しても、著作者人格権は著作者に帰属する（著作権法59条）。そこで実務上、著作権譲渡契約を締結する場合、「著作者は著作者人格権を行使しない」といった著作者人格権不行使特約を交わす例がみられる。

画像の著作権譲渡を受けた者（著作権者）が画像をツイートした場合、当該ツイートは著作権者自身による投稿（公衆送信）であり、当該画像の著作権を侵害しない。

しかし著作者人格権不行使特約を交わさなかった場合、著作者は著作権譲渡後であっても、なお著作者人格権を行使できる（Twitterサービス利用規約が適用されるのは、あくまで当該画像ツイートを行った著作権者であり、著作者は当該利用規約に拘束されない）。

この場合、当該画像ツイートをリツイートしたことによって、元画像がトリミングされた結果、当該画像に含まれる著作者名が表示されなくなったり、元画像が改変されたと評価される場合、リツイート者は氏名表示権または同一性保持権侵害として、著作者からの権利行使を受ける可能性が残ることになる<sup>17)</sup>。

### 4. 3 各事例の帰結に関する考察

本判決の射程が直接に及ぶのは上記のうち4. 2 (1)の事例のみであると考えられるものの、

4. 2 (3) ないし (5) の各事例においても、なおリツイート者は氏名表示権または同一性保持権の侵害主体と評価される可能性が否定できない。

本判決における林裁判官の反対意見は、わいせつ画像や誹謗中傷画像などとは異なり、一見して違法と判断できない画像をリツイートする場合であっても、多数意見や原審の判断に従えば、その出所や著作者の同意等について逐一調査、確認しなければならないことの不当性に触れているところ、4. 2 (3) ないし (5) の各事例は、リツイート者がいかに調査、確認を尽くしたとしても、元画像のツイートが、著作権または著作者人格権を侵害するものであることを判別し得ないケースも少なくないと考えられる。

このような、いわばリツイート者が非難に値しないと評価されるような場合においてまで、リツイート者を著作者人格権の侵害主体とみる余地を残すことは、いかにリツイート者に故意または過失が認められない場合は発信者情報開示請求に続く本訴においてリツイート者に対する損害賠償請求が認められるわけではないとしても、発信者情報の開示対象とされうる事実それ自体がリツイート者にとって大きな不利益であり、画像のリツイートという表現行為に対する委縮効果が否定できない。

戸倉裁判官は補足意見において「問題が生ずるのは、出所がはっきりせず無断掲載のおそれがある画像を含む元ツイートをリツイートする場合に限られる。」とするが、元の画像ツイートが、一見して無断掲載ではない画像のようにみえたとしても、結果的に無断掲載であった場合についても本判決の射程は及ぶことになる。このような場合にまでリツイート者が発信者情報の開示対象となり得るとの帰結には疑問を禁じ得ないところであり、本判決の事例については、本来は著作権法19条3項及び20条2項4号の弾力的な運用によって解決が図られるべき事案であったように思われる。

## 5. 本判決を受けて、サービス事業者が取り得る対策

本判決を受けて、SNSをはじめとしたユーザー投稿型コンテンツを取り扱うサービスを運営する事業者（コンテンツプロバイダ）が取り得る対策について検討する。

### 5. 1 サービス利用規約の整備

サービス利用規約において、画像等のコンテンツ投稿者に対して、当該コンテンツを適法に投稿（公衆送信）できる権利を有している旨を遵守させることは必須である。具体的には、当該コンテンツの著作権を有していること、投稿者自身が著作者でないコンテンツの場合は、当該コンテンツの著作者名表示や同一性保持権に配慮した投稿を行うように定めておくことが考えられる。

そのうえで、リツイート機能のように、当該サービス内またはサービス外のコンテンツにインラインリンクを設定できる機能を有するサービスの場合、利用規約において「ユーザーは、他のユーザーが投稿した、権利者に無断で投稿した疑いのあるコンテンツにインラインリンク（リツイートやシェア等）を設定しないものとします」等と定め、無断投稿の可能性があるコンテンツについては、サービス事業者側の判断で当該投稿を削除できる旨を定めておくことが考えられる。

### 5. 2 画像表示の仕様変更

本判決が「本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではない」と判断していることに照らして、画像にインラインリンクを設定した投稿がされた場合でも、画像がトリ

ミングされず全体が表示される仕様とすることが考えられる（本判決からすれば、画像の一部がトリミングされて表示される仕様よりも、縮小して画像全体が表示される仕様の方がリスクは少ないものと思われる）。

またインラインリンクの仕様によって画像の一部がトリミングされて表示される場合であっても、たとえばカーソルを当該画像の上に移動すると画像全体が自動的に表示される仕様とすることや、クリックしなければ画像全体が表示されない場合であっても、当該表示画像は元画像の一部に過ぎないことを注意喚起したうえで、ユーザーに画像のクリックを促すような案内文言を掲載することが考えられる。

## 6. おわりに

本判決は、氏名表示権に関する最高裁判所の解釈が示されたものであり、特に著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は同法21条から27条までに規定する著作物の利用によることを要しないとされた点、インラインリンクを指示する情報及び当該コンテンツの表示の仕方を指定する情報を記述したHTML等のデータを送信した者（リツイート者）も著作者人格権の侵害主体となり得ると判断した点は、実務に与える影響も大きいものと考えられる。

サービス事業者としては、今後、特にインラインリンクを用いた画像表示の仕様について十分な検討が必要になるものと考えられる。

### 注 記

- 1) X代理人のウェブサイト、「リツイート事件よくいただく質問と回答」を参照。  
<https://i2law.con10ts.com/archives/7540>リツイート事件よくいただく質問と回答/
- 2) 前掲注1)。X代理人によれば、本件各表示画像は、本件各リツイート記事において投稿された3枚の画像のうち3番目の位置にあったとのことである。

- 3) 「判解」, Law and Technology, No.90, p.66 (2020)
- 4) 谷川和幸「判批」福岡大学法学論叢63巻2号, pp.523-574 (2018), 同「発信者情報開示請求事件における著作権法解釈」NBL1172号, pp.80-81 (2020), 田村善之「判批」法律時報92巻11号 p.4 (2020) 参照。
- 5) 総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」及び意見募集の結果の公表 (令和2年12月22日)  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/information\\_disclosure/01kiban18\\_01000107.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/01kiban18_01000107.html)
- 6) 前掲注5) p.17
- 7) 前掲注5) p.26
- 8) 経済産業省, 電子商取引及び情報財取引等に関する準則, p.157 (令和2年8月)
- 9) このようなHTMLとCSSを解析し, 解析されたコンテンツを画面に表示することをレンダリングという。Tali Garsiel and Paul Irish, How Browsers Work: Behind the scenes of modern web browsers  
<https://www.html5rocks.com/ja/tutorials/internals/howbrowserswork/>
- 10) 奥邨弘司「判批」, 法学教室, No.482, p.66 (2020) は, 令和2年著作権法改正により新設されたリーチサイト規制規定によって, リンクをはる行為は, 被リンク著作物へのアクセスを容易にする行為と位置づけられ, 公衆送信 (権) の対象にも, その幫助にもあたらないと整理されたとしている。
- 11) 前掲注3), p.61
- 12) 田村善之「判批」,  
[http://www.westlawjapan.com/pdf/column\\_law/20201005.pdf](http://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20201005.pdf) (2020), p.14は「同一性保持権侵害の論理は, 元ツイートの内容に関わらず, 縦横の大きさが異なりトリミングされていること自体が「改変」に当たるとされるのだとすれば, 大半のリツイートに妥当してしまう。」と指摘する。
- 13) Twitterサービス利用規約,  
<https://twitter.com/ja/tos>
- 14) 本判決における戸倉裁判官の補足意見は「元の画像に著作者名の表示がないケースでは, 著作者が当該著作物について著作者名の表示をしないことを選択していると認められる場合があるであろう」と言及している。
- 15) 同様の事例について, 前掲注10) p.70は「補足意見も直接的には見解を示していないが, その論旨を踏まえると, たぶん侵害を肯定する方向になりそうである。」と言及する。
- 16) 前掲注3), p.70, 脚注42) 参照。
- 17) 著作者人格権不行使特約は, 「著作者は, 著作権の譲受人に対して著作者人格権を行使しないものとする」と定められる場合もある。このような場合, たとえ当該不行使特約を交わしていたとしても, 著作者は当該譲受人以外の第三者 (たとえばリツイーター) に対する著作者人格権行使を妨げられないことになる。  
(URL参照日はいずれも2021年2月23日)

(原稿受領日 2021年2月24日)